

松前町広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松前町広告事業実施規程（平成22年松前町訓令第1号。以下「訓令」という。）第4条第2項、第5条、第6条及び第9条の規定に基づき、訓令第1条に規定する広告事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の広告媒体、広告方法、掲載場所、規格及び料金)

第2条 広告事業の広告媒体並びに広告媒体ごとの広告方法、掲載場所、広告枠1枠の規格及び広告枠1枠当たりの料金は、別表のとおりとする。

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集方法は、公募とする。

(広告の申込み)

第4条 広告の申込みは、毎年度広告媒体ごとに、広告申込書（様式第1号）に広告の原稿案及び町税の納付状況照会同意書（様式第2号）を添えて、指定した期日までに町長に提出して行わせるものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 主務課長（広告媒体の所管課長をいう。以下同じ。）は、前条の規定により広告の申込みがあったときは、その内容を審査の上、審査会（訓令第8条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）の審査を経て当該広告の掲載の可否を決定し、町長名で申込者に通知するものとする。

2 主務課長は、広告の申込みの枠数が予定の広告枠の枠数を超えたときは、掲載する広告を次の順位により決定するものとする。ただし、同じ順位の広告が複数あるときは、申込みの枠数が多い者の広告を優先するものとする。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体の広告

(2) 町内に本店を有する企業等の広告

(3) 町内に事業所、営業所、店舗等を有する企業等の広告

(4) 前3号に掲げる以外の者の広告

3 前項ただし書に規定する場合において、同項ただし書の規定により掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定するものとする。

4 主務課長は、第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）に、掲載しようとする広告を記録した電子媒体（別表3の項から6の項までに掲げる広告媒体にあっては広告物、同表7の項に掲げる広告媒体にあっては広告を印刷した用紙）を主務課長が指定する期日までに提出させるものとする。

(広告枠の指定)

第6条 広告媒体に複数の広告枠がある場合は、前条第2項本文の規定による広告の順位により、広告主に掲載する広告枠を指定させるものとする。

この場合において、同じ順位の広告が複数ある場合は、申込みが早い広告を上位とする。

(広告料金の納付)

第7条 広告料金は、広告の掲載の決定後、主務課長が指定する期日までに一括納付させるものとする。ただし、特別な理由があると認めたときは、主務課長が定める方法により納付させることができる。

(広告内容の変更)

第8条 広告内容の変更の申込みは、広告内容変更申込書（様式第3号）に変更後の広告の原稿案を添えて、募集の際に主務課長が指定した期日までに町長に提出して行わせるものとする。

2 主務課長は、前項の規定により変更申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、審査会の審査を経て変更の可否を決定し、町長名で広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第9条 主務課長は、次のいずれかの事由があるときは、広告主への催促その他の手続を要することなく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。
ただし、第3号の事由によるときは、審査会の審査を経なければならない。

- (1) 指定期日までに第5条第4項に規定する広告を記録した電子媒体、広告物又は広告を印刷した用紙の提出がないとき。
- (2) 指定期日までに広告料金の納付がないとき。
- (3) 広告の掲載の決定後に生じた特別の事情により広告の掲載が適切でないと認められるとき。

(広告料金の還付)

第10条 前条第1号若しくは第3号の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合又は広告主の自己都合により広告の掲載が取り下げられた場合において、既に広告料金が納付されているときは、当該広告料金は、返還しない。ただし、返還することが適当であると町長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(「広報まさき」広告掲載取扱要領等の廃止)
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) 「広報まさき」広告掲載取扱要領（平成18年12月1日施行）
 - (2) 松前町ホームページ広告掲載要領（平成19年4月1日施行）
 - (3) 松前町成人式プログラム及び新成人に贈る言葉広告掲載取扱要領（令和3年10月1日施行）

附 則（令和5年12月18日施行）

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則（令和8年2月1日施行）

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告媒体	広告方法	掲載場所	規格	広告料金（1枠当たり）
1 広報まさき	広報まさきに広告を掲載する。 (約11,700部)	広報まさきの裏表紙	縦40mm×横60mm	月額20,000円。ただし、一の年度に3回以上の広告掲載を一の申込みで行う場合は、次のとおりとする。 (1) 3回以上6回未満の場合 月額19,000円 (2) 6回以上12回未満の場合 月額18,000円 (3) 12回の場合 月額17,000円
2 町ホームページ	町のインターネット公式ウェブサイトにバナー広告を掲載する。	ホームページ	大きさ 縦50ピクセル×横200ピクセル 形 式 G I F (アニメーション不可)、J P E G又はP N G 容 量 10kb以下	月額20,000円。ただし、一の年度に連続した3月以上の広告掲載を一の申込みで行う場合は、次のとおりとする。 (1) 3月以上6月末満の場合 月額19,000円 (2) 6月以上12月末満の場合 月額18,000円 (3) 12月の場合 月額17,000円
3 集中管理の公用車	ラッピング用シールを用いた広告を公用車に貼付する。	公用車の左右扉部及び背面扉部	3箇所 ・左右扉部 縦300mm×横500mm ・背面扉部 縦500mm×横500mm	同上

4 窓口カウンター	窓口カウンターの腰板に設置したパネルに、ポスター広告を掲示する。	町民課及び保険課の窓口カウンターの腰板	縦728mm×横515mm (B2サイズ)	同上
5 庁舎のエレベーター	エレベーター内壁面に設置したパネルに、ポスター広告を掲示する。	エレベーター内部の壁面	同上	同上
6 北伊予駅自由通路のエレベーター	同上	同上	同上	同上
7 給与支給明細書	裏面に広告を印刷した用紙の提出を求め、当該用紙を給与支給明細書として使用する。 (7,000枚)	給与支給明細書の裏面	縦297mm×横210mm (A4サイズ)	年額200,000円
8 二十歳の記念式プログラム	二十歳の記念式プログラムに広告を掲載する。 (約350部)	二十歳の記念式プログラムの末尾に設ける広告ページ	縦127mm×横90mm	5,000円

9 二十歳になった君たちへ	二十歳になった君たちへ広告を掲載する。 (約350部)	二十歳になった君たちへの末尾に設ける広告ページ	同上	同上
10 松前町ふるさとライブラリーの定期購読雑誌（以下「雑誌」という。）	雑誌のカバーの表面に社名を、裏面及び配架棚に広告を掲載する。	雑誌のカバーの表面及び裏面並びに配架棚	雑誌のカバーの表面 50mm×150mm以内 雑誌のカバーの裏面及び配架棚 150mm×200mm以内	広告を掲載しようとする雑誌の1年分の購読料